

休業等実績一覧表(要請等対象施設)

②: 中小・大企業 まん延防止等重点措置

⑤または⑥を選択した場合は対象区域を記入⇒ 埼玉県さいたま市、千葉県千葉市

下記実績は、特定都道府県又は重点区域に所在する要請等対象施設に関する労働者について、休業等をさせたものである。

都道府県の知事による基本的対処方針に沿った要請等を受けて、特定都道府県及び重点区域ごとに設定されたそれぞれの措置を実施すべき期間を通じて、全ての要請等対象施設において、要請等の内容を満たす休業、営業時間の変更、当該施設を利用できる人数の制限、飲食物の提供(利用者による酒類の店内持ち込みを含む。)若しくはカラオケ設備の利用自粛に協力している。

以下のいずれかの施設において休業等を実施した(該当する施設にチェックをして下さい)。

キャバレー等の遊興施設の内、食品衛生法上の飲食店営業許可を受けている飲食店 左記以外の客に飲食をさせる営業が行われる施設 劇場、観覧場、映画館又は演芸場

集会場又は公会堂 展示場 百貨店等の物品販売業を営む店舗 ホテル又は旅館(集会の用に供する部分に限る。) 体育館等の運動施設又は遊技場

博物館、美術館又は図書館 遊興施設のうち、食品衛生法上における飲食店営業の許可を受けていない施設 サービス業を営む店舗

その他(※その他にチェックした場合は、具体的な施設名をカッコ内に必ず記載して下さい。)

催物(イベント等)に関する休業等の場合、催物は、特定都道府県及び重点区域ごとに設定されたそれぞれの措置を実施すべき期間中に開催した或いは開催を予定していたが開催できなくなったものであり、対象労働者は開催縮小等がなされた催物に従事する(予定であった)ものであった。

判定基礎期間(休業等の初日~末日)

令和 3年 6月 1日 ~ 令和 3年 6月 30日

①氏名	②雇用保険被保険者番号 (4桁 - 6桁 - 1桁)				③月間所定労働日数(日)	④全日休業(日)	⑤短時間休業(時間)	⑥教育訓練(日)
	1300	-	123456	- 1				
〇〇〇〇	1300	-	123456	- 1	21	7	6	1.5
×××× (注:6月10日に自己都合による退職願を提出、6月10日以前の実績について記載)	1300	-	123457	- 1	8	1	3	0
△△△△	1300	-	123458	- 1	21	7	6	0
□□□□	1300	-	123459	- 1	21	5	6	0.5
◇◇◇◇	1300	-	123460	- 1	21	3	10.5	0
		-		-				
		-		-				
		-		-				
		-		-				
		-		-				

○事業主及び協定をした労働組合又は労働者代表は、本表に記載した内容(③、⑦、⑩、⑫を除く)が労使協定に定めるところによったものであることを確認し、①の休業・教育訓練対象者については、解雇予告をされたこと、退職願を提出したこと、事業主による退職勧奨に応じたこと、併給調整の対象となる助成金を受給していること等により対象とならない者が含まれていないことを誓約します。

○また、事業主は、上記の実施状況の確認を公共職業安定所又は労働局が行う場合には協力し、上記について、偽り・誤り、労働基準法に違反する取り扱いがないことを誓約します。

	⑦	⑧	⑨	⑩
③~⑥の小計	92	23	31.5	2.0
合計※	92	23	32	2

⑪代表的な1日の所定労働時間(時間)※	8	⑫短時間休業(⑨の合計/⑪)(日)※	4
---------------------	---	--------------------	---

協定の当事者である労働組合が事業所の全ての労働者の過半数で組織する労働組合である又は上記協定の当事者である労働者の過半数を代表する者が事業場の全ての労働者の過半数を代表すること。(チェックボックスに要チェック)

上記労働者の過半数を代表する者が、労働基準法第41条第2号に規定する監督又は管理の地位にある者でなく、かつ、同法に規定する協定等をする者を選出することを明らかにして実施される投票、挙手等の方法による手続きにより選出された者であつて使用者の意向に基づき選出された者でないこと。(チェックボックスに要チェック)

令和 3年 7月 15日※

(名称) ■株式会社

事業主 (事業所番号 1234 - 567890 - 1)

(氏名)代表取締役 安定 太郎 押印不要

協定をした労働組合の名称又は労働者代表氏名 ※

(名称/氏名)労働 次郎 押印不要

⑬技能実習生に教育訓練を行った場合、外国人技能実習機構に「技能実習実施困難時届出書」を提出している。

(注)複数枚にわたる場合、※欄は最終ページのみ記載。

1枚目 / 1枚中

【記入要領】

- 1 本様式は、特措法第18条に規定する基本的対処方針に沿った要請等を受けて、営業時間の短縮等に協力する事業主が行う休業等の支給申請に用います。本様式で支給申請を行う休業等については、様式新特第9号において重複して支給申請をしていないことをご確認ください。

①緊急事態措置に伴う休業等の実績を入力する場合は、施設が所在する特定都道府県を④～⑧から選択してください。

②まん延防止等重点措置に伴うの実績を入力する場合は、②を選択し、施設が所在する区域を下の欄に記入してください。対象区域については、記入要領の2を参照してください。

実績一覧表は④～⑧ごとに実績一覧表を作成する必要があります。
また、④または⑧の区域が複数ある場合も、原則、その区域ごとに実績一覧表を作成する必要がありますが、特例の対象となる期間が同一の区域は、同一の実績一覧表にまとめて記載することもできます。

- 2 ①本様式における特定都道府県とは、令和3年1月以降に発令した緊急事態宣言の対象都道府県です。
②重点区域とは、まん延防止等重点措置の対象区域のうち職業安定局長が定める区域を指します。

①及び②の特例の対象となる区域及び期間の最新情報については、以下の厚生労働省のホームページをご確認ください。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/cochomoney_00002.html

- 3 本様式を使って支給申請を行う場合、上部にあるチェックボックスにチェックをする必要があります。該当しない場合には、様式新特第9号を使って支給申請を行って下さい。対象者が多く複数枚にわたる場合、チェックボックスのチェックは最初のページのみで差し支えありません。

- 4 本様式は、判定基礎期間(賃金締切日の翌日から次の賃金締切日までの期間)ごとに記入して下さい。また、タイトル直下の「判定基礎期間」の欄にその初日と末日を記入して下さい。

- 5 ①の氏名は、できれば賃金台帳や出勤簿等の順番で記入して下さい。

6 対象者が多く複数枚にわたる場合は、①欄の左側の通番を適宜11,12・・・と修正するとともに、様式右下の「枚目 / 枚中」欄に記入して下さい。また、※を付した欄(事業主及び協定をした労働者代表の氏名等の欄、⑦欄～⑩欄の下段、及び⑪欄～⑮欄)の記載は最終ページのみで差し支えありません。

7 判定基礎期間内に、対象者に転出入、被保険者資格の喪失又は解雇の予告等があったときは、その旨及びその事実の生じた年月日を、①欄に氏名と併せて注記するとともに、当該対象者の③～⑥欄については、その事実の生じた日まで(転入の場合はその日の翌日から)の分についてのみ記入し、それ以降(転入の場合はそれ以前)の日の分は記入しないで下さい。

- 8 ③欄～⑥欄には、次によってカウントした数値を記入して下さい。
③欄には判定基礎期間中の各対象者ごとの所定労働日数(判定基礎期間の日数-判定基礎期間中の所定休日数に相当)の合計
④欄には丸1日休業した日数の合計
⑤欄には個人及び日ごとの1時間以上の短時間休業の時間(30分未満は切り捨て。例:1時間40分→1.5)数の合計
⑥欄には全日を1.0日、半日を0.5日として算定した日数の合計

- 9 ⑦欄～⑩欄の上段には、同じページの③欄～⑥欄の数字の小計を記入し、下段は最終ページにおいて、全ページの上段の数字の合計(小数点以下切り上げ)を記入して下さい。

- 10 ⑪欄には、就業規則等に規定されている1日の所定労働時間を記入して下さい。なお、それが月ごとに異なる場合は判定基礎期間に係る月(暦月と判定基礎期間が異なる場合は、判定基礎期間の初日が属する月)の所定労働時間を、また労働者ごとに異なる場合は最も適用される人数の多い所定労働時間を記入して下さい。

- 11 ⑫欄には、⑨欄の数値を⑪欄の数値で除した数値(小数点以下切り上げ)を記入して下さい。

12 ⑬欄には、①欄に記入された対象者数の全ページ分の合計を記入して下さい。⑭欄はそのうち休業をした者、⑮欄は教育訓練をした者の数を記入して下さい(休業と教育訓練の両方を行った者は両方に計上します)。

- 13 ⑯欄は、教育訓練を実施した場合のみ、ご確認ください。対象者に技能実習生が含まれる場合は、外国人技能実習機構に「技能実習実施困難時届出書」を提出していることが必要です。